

## 被扶養者（異動）届添付書類一覧表

次の書類を被扶養者（異動）届に添付のうえ提出してください。

1	<p>所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、被扶養者（異動）届の事業主の確認欄の記入があれば、添付書類は不要です。</p> <p>※旧様式の被扶養者（異動）届での事業主の確認は、別紙「認定対象者に関する確認」または「給与所得者の扶養控除（異動）申告書の写し」の提出が必要です。</p>
2	<p>上記対象とならない場合は、その<u>収入金額・状況のわかる書類</u>を添付してください。</p> <p>※ただし、昼間の学生（高校生・大学生・専門学校生など）の収入に関する証明は、被扶養者（異動）届の職業欄に「学校の種別」「学年」を記入することで省略できます。</p>
上記の収入金額・状況のわかる書類の具体例	
ア、退職したことにより収入要件を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険加入者…「雇用保険被保険者離職票 1、2の写し」</li> <li>・雇用保険未加入者…「退職証明書の写し」</li> </ul>
イ、雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付受給終了後により収入要件を満たす場合	「雇用保険受給資格者証（両面）の写し」
ウ、給与収入	<p>「直近1年分の給与明細の写し」</p> <p>（または「源泉徴収票の写し」と「直近までの給与明細の写し」）</p>
エ、年金収入	「直近の振込通知書の写し」
オ、営業収入	直近3年分の「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
カ、不動産、株式等の譲渡所得	直近の「確定申告書の写し」と「取得額と売却額のわかるものの写し」
キ、その他所得	直近の「確定申告書の写し」と「収支内訳のわかるものの写し」
ク、上記ア～キ以外	「課税（非課税）証明書」

全ての方に共通する添付書類

	事 例	提 出 書 類
①	障害年金・遺族年金・傷病手当金・出産手当金・失業給付金等の非課税収入がある場合	「受取金額のわかる通知書等の写し」
②	同居が扶養認定の条件となる場合	「世帯全員と表示のある住民票」
③	認定対象者と別居の場合	仕送り金額のわかる「現金書留受領書の写し」「振込明細の写し」
④	被保険者と被扶養対象者が別姓である場合	続柄が確認できる「戸籍謄本」または「世帯全員と表示のある住民票」
⑤	内縁関係の場合	内縁関係にある二人の「戸籍謄本」「世帯全員と表示のある住民票」

※ 「世帯全員と表示のある住民票」や「戸籍謄本」などは、提出日から90日以内に発行されたものを提出してください。

※ 配偶者を被扶養者（国民年金第3号被保険者）とする場合は、被扶養者（異動）届の3枚目の「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者該当届」も併せて記入していただき、事業主証明欄に証明のうえ、3枚とも当組合に提出してください。  
なお、外国人の場合は、併せて「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」を提出してください。

※ 国民年金第3号被保険者の方が下記の①または②に該当した場合、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」が必要となります。被扶養者（異動）届の3枚目が本届出となりますので、該当される方は併せて記入していただき事業主証明欄に証明のうえ、3枚とも当組合に提出してください。  
事業主様に代わり当組合より日本年金機構へ届出いたします。

- ①収入が基準額以上に増加（就職を除く）した場合
- ②離婚した場合

● 国民年金第3号被保険者とは健康保険の被扶養者である20歳以上60歳未満の配偶者。

※ なお、提出書類にて事実確認等ができない場合には、別途書類をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。